## 「土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請」の補足説明書

- 1 調査義務の契機(※いずれかを選択してください)
  - ○有害物質使用特定施設の使用の廃止(水質汚濁防止法第10条/下水道法12条の7)
  - ○有害物質の使用の廃止(水質汚濁防止法第7条関係/下水道法12条の4)
  - ○有害物質使用特定施設の使用の廃止等の通知(土壌汚染対策法第3条第3項)

## 2 補足説明事項

※届出様式及び添付書類だけでは、調査義務の契機及び申請内容に疑義が生じる事項について簡潔に記載してください。

## 【補足説明を要する事項の例】

- ◇申請期限を経過している場合、その遅延理由と経緯(廃止等年月日ごとに、廃止施設、 使用特定有害物質の種類等の概要がわかる資料)
- ◇土地の所有者にかかる情報(事業場の敷地の地番・筆ごとに)
- ◇敷地の拡張・分割、登記事項の変更(合筆、分筆)があった場合、その変遷
- ◇水質汚濁防止法の廃止届出基数と本申請基数とに差異がある場合、その理由

3 申請担当者連絡先(所属,氏名,住所,電話番号等) ※ご対応可能な方を記入してください